



## 2 国保は相扶共済制度

国民健康保険は、相扶共済の精神に基づいて、疾病、負傷等の保険給付を行うことを目的とする制度です。

### 1 広報紙掲載の理由

全国の各市町村では、国保税の滞納と医療費に関する記事を広報紙に掲載しないと思われます。

その理由としては、

- (1) 滞納者という特定の者に限るため、滯納者をさらし者にする。
- (2) 滞納者の医療費が、あからざまになる。
- (3) 善良な納税者は反響が大きすぎて、逆効果を招く恐れがある。
- (4) 国保税の徴収について指摘される。

以上のような事柄があげられます。しかし、納税は国民の義務であり、特に、目的税である国保税の滞納をこのまま放置しておくわけにはまいりません。滞納者の自覚と納税を促すため、あえて掲載したものです。

### 3 滞納が多ければ

#### 国保財政はパンク

国保税は、国保事業にあてるための目的税ですから、滞納が多ければ国保の運営に支

障をきたすことは火を見るよ

りも明らかであり、滞納者はもとより善良な納税者に対しても國保税の負担増を強いる結果となるわけです。

ですから、国保税の負担増を極力押さえるとともに国保財政をパンクさせないためにも、滞納を無くさなければなりません。

ですから、国保税の負担増を極力押さえるとともに国保財政をパンクさせないためにも、滞納を無くさなければなりません。

### (3) 滞納者に対するペナルティー

滞納者に対しては、次のような処分を行うことになりますので、ご了承ください。

### 4 滞納者へのアドバイス

#### (1) 高くない国保税

国保加入世帯平均の国保税は十四万九千六百八十二円で、このうち滞納世帯平均は九万六千四百四十六円なので、滞納世帯の国保税は決して高くはありません。

#### (2) 納税の義務

担税力に応じて国保税を完納し、そして医療を受ける、これが眞の相扶共済制度としての国保であるはずです。

**今月は、集合税第4期分の納期です  
9月末日までに、必ず納税してください。**

滞納をしていても十分な医療を受けられる国保は、滞納者にとっては実にありがたい制度であり、この恩恵を当然のことのように思つていいかも知れないが、このまま滞納額が増加していくと国保財政は危機に直面しますので、国保財政健

たしていただきたい。

特に、後述するペナルティーを課されないためにも早急な納税を望みます。

この資格証明書で医療を受けた場合には、医療費全額を医療機関等に支払い、後日、その領収書を国保係へ提出して、国保が負担する七割分の医療費の支払いを受けることになりますが滞納しているために支払いを差し止められる場合もあります。

### (3) 滞納者に対するペナルティー

滞納者に対しては、次のような処分を行うことになりますので、ご了承ください。

### 5 ご意見等を

#### ◎ 滞納者の執行

悪質な滞納者に対しては、不動産、電話加入権及び預金等の差押えを執行します。

#### ◎ 保険証の不交付

64年4月から新しい国保被保険者証に切り替わりますが、滞納者に対しては原則として国保被保険者証は交付いたしません。

#### ◎ 資格証明書の発行

保険証が交付されない滞納者に対しては、国保被保険者資格証明書を発行します。

この記事を読まれた方は善良な納税者だけで、滞納者は目もくれないかも知れません。また、賛否両論あろうかと思います。いずれにしても今後の国保運営上の参考にしてみたいと思いますので、ご意見やご感想等を税務課へお寄せください。

この資格証明書で医療を受けた場合には、医療費全額を医療機関等に支払い、後日、その領収書を国保係へ提出して、国保が負担する七割分の医療費の支払いを受けることになりますが滞納しているために支払いを差し止められる場合もあります。